

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 2019年8月改訂後の局印税の状況につきまして

---

2020年5月27日

一般社団法人日本動画協会

# 1、改訂による局印税への影響

## ◆会員に対して簡単アンケート調査を実施

### A) 改善がみられた

ある放送局が、製作委員会に参加する際に「局印税を主張しない」旨の申し入れがあった。

→局印税を主張しなかったことではなく、局印税について放送局側から言及したことは大きな進捗

### B) 改善はみられなかったが特に問題とならなかった

ガイドライン改訂後も特に交渉なく局印税が契約書に記載される

→交渉がなくとも「放送によるプロモーション効果有り」として局印税を受け入れたケースがあった

→これまでの経緯から局印税は放送局の一方的な指定で変更できないと誤解されているケースが多く、放送局側からも交渉を喚起することも必要ではないか（当協会としてもさらなる喚起・啓蒙を行う）

## C) 改善がみられなかった

複数シーズン放送される作品において、交渉の余地なく、後続シーズンの全ての二次使用に対して局印税が延長設定された

→ 長すぎる設定期間

期間の制限なしで、海外番販や後に制作した続編・劇場版に対しても局印税を主張された

→ 広すぎる設定範囲

幹事会社として、局印税を下げてほしいとして交渉した際に、当社の幹事手数料も下げることが要求された

→ 優越的地位の濫用ではないか

シリーズ作品について前シリーズからの条件が踏襲される

→ 局印税について交渉がないまま設定されるケースは問題

## 2、局印税以外の放送局との取引における問題

作品を放送する予定の放送局が、その関連会社を製作委員会に参加させて局印税の代替えとも目される対価を取得させる

→放送局での放送確約を条件として、放送局の関連会社が製作委員会に参加し、制作管理費等の名目で対価を取得したケースがあった

放送局と制作会社がともに製作委員会に参加しており制作会社が元請になるべきところ、放送局があえて元請となって制作費から手数料を取得したうえで制作会社に制作業務の再委託を行う

→放送局は特に何ら制作業務を行わないため元請になる意味はない

→製作委員会出資の条件として元請になることを主張されたケースもあった

製作委員会予算で作成したアニメ作品の劇伴の音楽出版権について、音楽出版権の半分を当該作品を放送する放送局の子会社の音楽出版社が当然のように取得し、残りを委員会各社出資比率で按分するとされた

→ガイドラインでも従来より指摘されてきた放送局子会社の音楽出版社による原盤出資なき音楽出版権の取得が、製作委員会作品でも散見される

放送局が行うネット配信について、宣伝目的という名目で一次利用範囲に含めることを要求された

→ネット配信権は放送権とは別の権利であり、本来、追加されるべきネット配信分の許諾料が追加されない

局印税について、一部改善はみられ改訂の効果が窺われる反面、「局印税でなければよい」という形で新たな問題が生じている。

放送局は製作委員会において依然、優越的地位にあり、その点に留意してガイドラインの遵守につとめてほしい。